

日医工MPI行政情報

<http://www.nichiiko.co.jp/stu-ge/>

持分なし医療法人 「移行計画の認定制度」

株式会社日医工医業経営研究所(日医工MPI)
(公社)日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4217号 菊地祐男



資料No.20141022-374

本資料は、厚生労働省が作成しているパンフレット『「持分なし医療法人」への移行促進策のご案内』を参考にして作成しています。

株式会社日医工医業経営研究所

医療法人の形態と法人数（2014年3月31日）

2007年に施行された第五次医療法改正により、持分ありの医療法人は新設できなくなりました。
2014年3月31日時点の医療法人の総数は49,889法人（一人医療法人を含む）になっています。

持分なし医療法人 8,413				
社会医療法人	215	財団	34	
		社団	181	
特定医療法人	375	財団	46	
		社団	329	
その他の医療法人	7,823	財団	311	
		社団	7,512	(基金拠出型) 6,202

「基金拠出型医療法人」
持分なし医療法人を設立する際に選択される法人で、基金に拠出した金額を限度として返還を受けることが可能

「出資額限度医療法人」
払戻請求に対して出資額を限度とする持分あり（社団）医療法人

持分あり医療法人	41,476	財団		
		社団	41,476	(出資額限度) 268

経過措置（型）医療法人（新設は認められない）

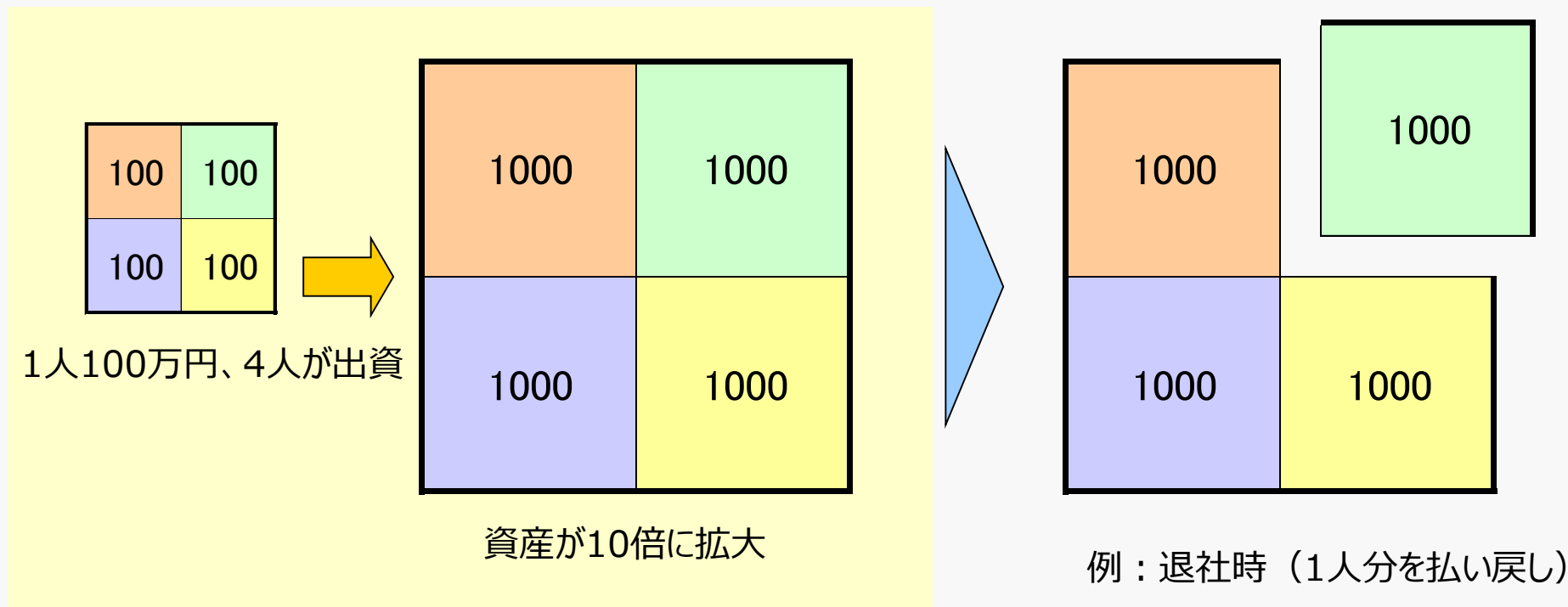
持分（出資持分）とは

株式会社と異なり、医療法人には余剰金の配当は認められていません。

そのため出資金は医療機関の拡大とともに（多くの場合）増えて行くことになります。

配当は出来ませんが、医療法人の解散時や退社（社団法人の構成員ではなくなる）時に
出資割合に応じて払い戻しを受けることができます。この権利のことを“持分”といいます。

この“持分”が、配当禁止とする医療法人の非営利性に疑義が生じたこともあり、第五次医療法
改正で持分のある医療法人の新設が認められなくなりました。



持分（出資持分）の問題点

医療法人の“持分”は出資者にとって重要な財産であるため、持分ありの医療法人が「経過措置（型）医療法人」となっても、持分の放棄は難しい選択になります。


また出資者が死亡した場合は、その持分に相続税が掛かるため、相続納税者が多額となる納税のために持分の払い戻し請求を行う事案が増える可能性があります。

しかし医療法人は払い戻し請求に応じると、医療機関存続が困難になるケースも起こり得ます。

「持分なし医療法人」への移行促進策のご案内

出資者の方にもしものことがあって、その相続人から持分の払い戻しを請求されたらどうしよう

病院の運営を頑張ったおかげで法人の資産も増えただけ、持分の払い戻しを請求されたら大変だ




こんな悩みをお持ちの医療法人の皆さまへ

「持分なし医療法人」への移行を検討しませんか？

こんな悩みを解決するために、「持分なし医療法人」への移行を検討されてはいかがでしょうか？

しかも、今なら**3年間限定**で、**税制優遇措置**や**低利の融資**が受けられます。

地域医療の要として、今後も安定して医療を提供するためにぜひ、ご検討ください。

 厚生労働省

そこで2014年10月1日から、持分なし医療法人への移行計画の認定制度が始まりました。

その内容については厚生労働省がパンフレットを作成してホームページに掲載しています。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/igyuu/dl/ikousokushin.pdf>

厚生労働省「医療法人・医業経営のホームページ」

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療 >

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/igyuu/

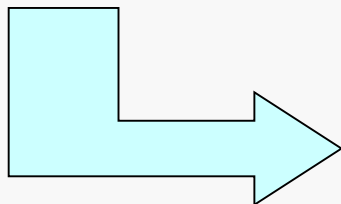
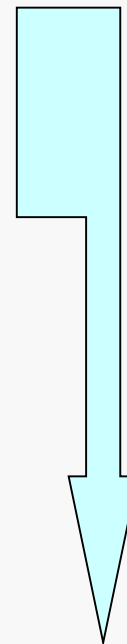
こんなお悩みありませんか？

〈事例1〉

- ◆医療法人を設立した際に出資してくれた方々が高齢化してきた。将来、これらの方々が亡くなったとき、出資権も相続されるが、このとき相続した人に払い戻されたりなんかしたら、病院がどうになってしまうのか心配だ。

〈事例2〉

- ◆医療法人を設立した当初は診療所だけだったが、今は病院を運営するまでになった。法人の貸借対照表を見ると、純資産が大きくなっており、出資者に払い戻されたりなんかしたら、病院がどうになってしまうのか心配だ。



出資者からの払戻が行われない、「持分なし医療法人」への移行を検討しませんか？

- ◇今なら、**3年間限定**（平成26年10月1日から平成29年9月30日まで）で**税制優遇措置や低利の融資**などを受けられます。
- ◇詳しくは、顧問の税理士、公認会計士などに相談してください。

1. 移行計画の認定制度および税制措置について

税制優遇措置

1) 移行計画の認定制度と税制措置の概要

相続人が持分あり医療法人の持分を相続または遺贈により取得した場合、その法人が移行計画の認定を受けた医療法人であるときは、移行計画の期間満了まで相続税の納税が猶予され、持分を放棄した場合は、猶予税額が免除されます。

また、出資者が持分を放棄したことにより、他の出資者の持分が増加することで、贈与を受けたものとみなして他の出資者に贈与税が課される場合も同様です。

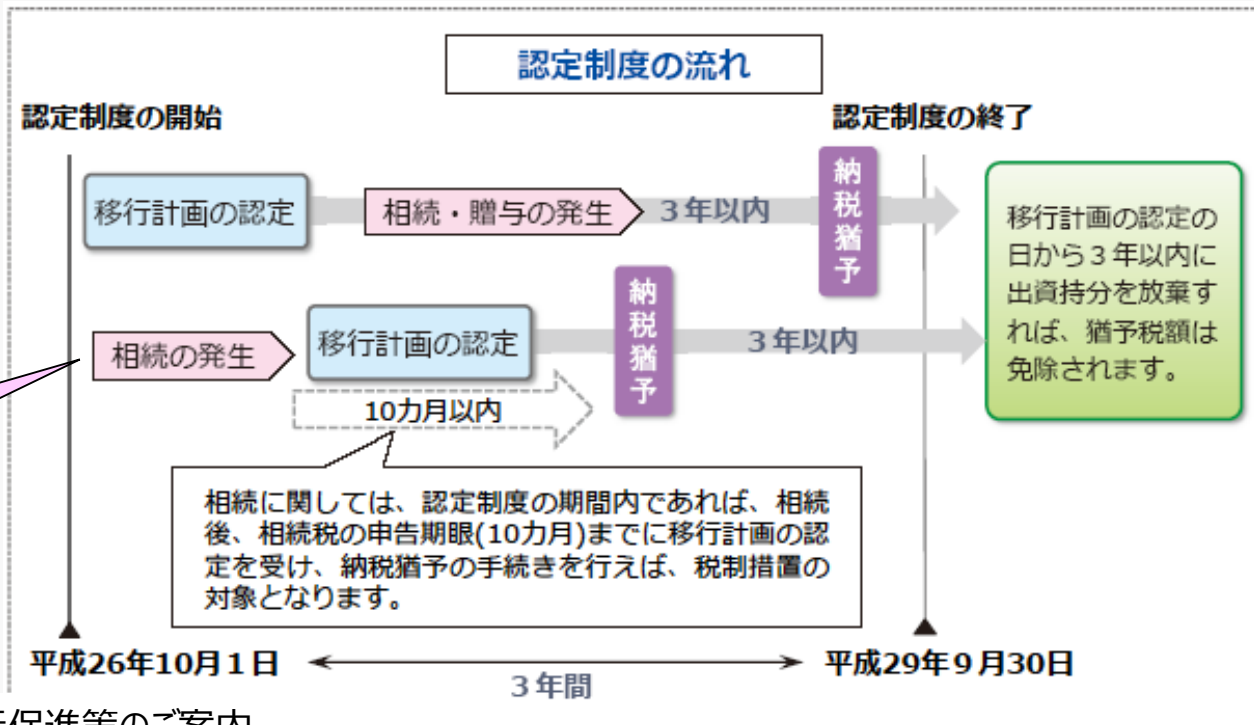
① 移行計画の認定制度

移行計画の認定制度が実施されるのは、平成26年10月1日から平成29年9月30日の間の3年間です。

持分なし医療法人への移行を検討する医療法人は、この期間内に移行計画を厚生労働省へ申請し、認定を受けてください。

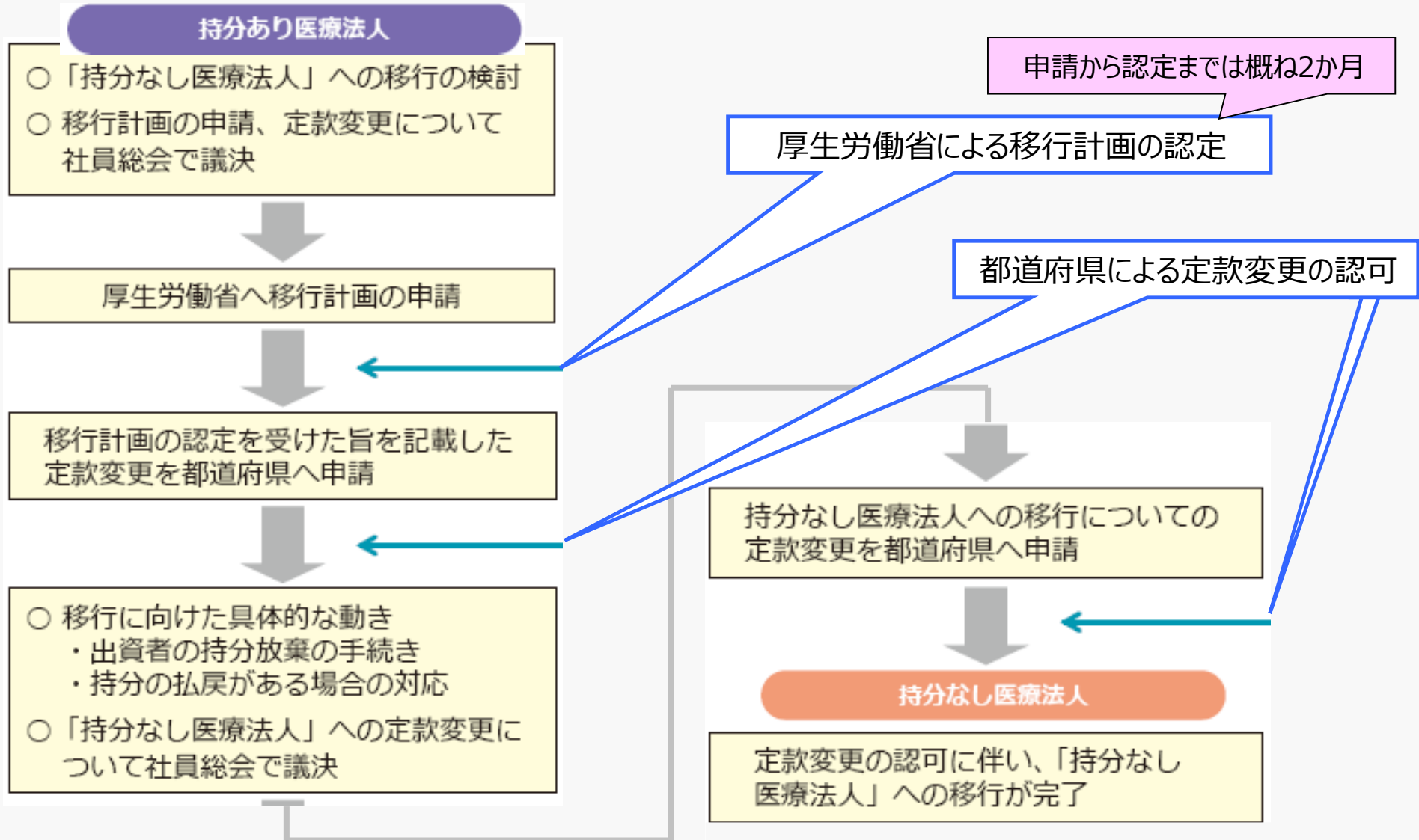
② 移行の期限

移行計画の認定を受けた医療法人は、認定の日から3年以内に持分なし医療法人へ移行してください。



相続の場合のみ、発生後に手続きができる

2) 移行計画の認定から持分なし医療法人への移行までの流れ



厚生労働省：「持分なし医療法人」への移行促進策のご案内

3) 移行期間中に相続・贈与が発生した場合の納税猶予などの手続き

①納税猶予の手続き

相続税・贈与税の申告の際、税務署で納税猶予の手続きを行うことができます。

- この特例の適用を受ける場合には、相続税・贈与税の申告書を期限内に提出するとともに、担保を提供する必要があります。
- 申告にあたっては、医療法人から移行計画の認定通知書、移行計画、定款、出資者名簿の交付を受け、申告書に添付してください。
- 申告の際に、担保提供の手続きが必要となりますが、担保提供の際に所有している出資持分の全てを担保として提供する場合は、出資持分を担保として提供することができます。この場合、質権設定承諾書等の必要書類を税務署へ提出する必要があります。

担保は出資持分のみでOK

②猶予税額免除の手続き

移行期限までに出資持分を放棄すれば、猶予税額の免除の手続きを行うことができます。

- 手続きにあたっては、医療法人から放棄申出書（医療法人に提出したもの）、出資者名簿の交付を受け、届出書に添付して税務署に提出してください。
- 基金拠出型医療法人に移行した場合、猶予税額のうち基金に拠出した額に対応する猶予税額は納付しなければならず、放棄した額に対応する猶予税額は免除されます。その際には、上記の書類に加え、定款、持分の時価評価の評価書を提出していただくことになります。

注) 納税猶予期間に出資持分の一部または全部の払戻を受けた場合は、猶予税額は免除されず、猶予税額と利子税を併せて納付しなければなりません。

4) 税額計算の具体例

被相続人が、出資持分：2億円（出資額：1,000万円、利益剰余分：1億9,000万円）、その他財産：1億円、合計3億円を相続（法定相続人は1人とする）した場合で、出資持分：2億円の相続について納税猶予の手続きを行い、出資持分を全て放棄して移行期間内に持分なし医療法人に移行したケース

【税額計算】

平成26年12月31日までの相続に係るもの

① 全ての相続財産から税額を算出

1) 課税遺産 3億円 - (5,000万円 + 1,000万円 × 1人 = 基礎控除) = 2億4,000万円

1億円超～3億円以下
税率40%

2) 税額計算 2億4,000万円 × 40% (税率) - 1,700万円 (控除額) = 7,900万円

② 出資持分のみを相続したとして税額を算出

1) 課税遺産 2億円 - (5,000万円 + 1,000万円 × 1人 = 基礎控除) = 1億4,000万円

2) 税額計算 1億4,000万円 × 40% (税率) - 1,700万円 (控除額) = **3,900万円 (猶予税額)**

③ 納税額 7,900万円 - **3,900万円** = **4,000万円**

平成27年1月1日からの相続に係るもの (新税制適用)

① 全ての相続財産から税額を算出

1) 課税遺産 3億円 - (3,000万円 + 600万円 × 1人 = 基礎控除) = 2億6,400万円

2億円超～3億円以下
税率45%

2) 税額計算 2億6,400万円 × 45% (税率) - 2,700万円 (控除額) = 9,180万円

② 出資持分のみを相続したとして税額を算出

1) 課税遺産 2億円 - (3,000万円 + 600万円 × 1人 = 基礎控除) = 1億6,400万円

1億円超～2億円以下
税率40%

2) 税額計算 1億6,400万円 × 40% (税率) - 1,700万円 (控除額) = **4,860万円 (猶予税額)**

③ 納税額 9,180万円 - **4,860万円** = **4,320万円**

2. 融資制度について

低利の
融資

独立行政法人福祉医療機構による経営安定化資金について

- ◆ 移行計画の認定を受け、持分なし医療法人への移行を進める医療法人において、出資持分の払戻が生じ、資金調達が必要となった場合、独立行政法人福祉医療機構による新たな経営安定化資金の貸付けを受けることができます。
- ◆ 貸付限度額：2億5,000万円
償還期間：8年（うち据置期間1年以内）
- ◆ 貸付条件
 - ・ 国の移行計画の認定を受け、持分なし医療法人への移行期間中の医療法人であること。
 - ・ 資金の貸付けにあたっては、事前審査及び本審査を受けていただく必要があります。
 - ・ 通常の「経営安定化資金」との併用はできません。
- ◆ 貸付けの詳細については、独立行政法人福祉医療機構にお問い合わせください。

3. その他

持分なし医療法人への移行については、医療法人による任意の選択を前提としています。

持分なし医療法人へ移行した際、相続税法第66条第4項の規定に該当するときには、医療法人に対して贈与税が課される場合があります。

持分なし医療法人への移行にあたっては、平成23年3月発行の「出資持分のない医療法人への円滑な移行マニュアル」をご活用ください。

※当マニュアルは、厚生労働省HPにも掲載しています。

[http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/igyoku/igyoukeiei/anteika.htm](http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/igyoku/igyoku/igyoukeiei/anteika.htm)

厚生労働省：「持分なし医療法人」への移行促進策のご案内

医療法人に贈与税が課税される場合

相続税法（第33条第3項）に規定されている5項目の要件を満たさない持分あり医療法人が、持分なし医療法人に移行した場合、親族等の相続税負担が不当に減少したと認められると（第66条第4項）、その医療法人を個人とみなして相続税が課税されることとなります。「同族経営」や「特別の利益供与」などが該当します。

相続税法（第33条第3項）の要件の一つに「役員等のうち同族関係者が1/3以下」の規定があります。同族関係者が多い医療法人が個人の相続税対策として“持分なし”に移行しても、結果としてその持分相当は同族で管理されるため、その医療法人を個人とみなして課税されることとなります。ただしこの同族要件の役員等には、「理事、幹事、評議員その他これらの者に準ずるもの」と規定されており、「社員」は含まれないとしています。

（持分の定めのない医療法人への移行に係る質疑応答集Q4）

4. 申請・相談窓口

1) 制度の内容についてお聞きになりたいとき

部局名	住所	電話・FAX
厚生労働省 医政局医療経営支援課	〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2	Tel:03-5253-1111 (代表)(内線2672) 03-3595-2261 (直通) Fax:03-3580-9644

2) 融資についてお聞きになりたいとき

団体名	住所	電話・FAX
<施設の開設地が東日本の場合> 独立行政法人福祉医療機構 医療貸付部医療審査課	〒105-8486 東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル9F	Tel: 03-3438-9940 Fax: 03-3438-0659
<施設の開設地が西日本の場合> 独立行政法人福祉医療機構 大阪支店医療審査課	〒541-0054 大阪府中央区南本町3-6-14 イトウビル3F	Tel: 06-6252-0219 Fax: 06-6252-0240

3) 移行の具体的な進め方などについてお聞きになりたいとき

(注) 個々の医療法人の事情に特化した継続的な相談には対応できない場合があります。

団体名	住所	電話・FAX
公益社団法人 日本医業経営コンサルタント協会 事業第二課	〒102-0075 東京都千代田区三番町9-15 ホスピタルプラザビル5F	Tel: 03-5275-6996 Fax: 03-5275-6991